

重 要 性 分 類 Ⅱ
事 務 連 絡
令 和 4 年 9 月 5 日

保険医療機関 各位

神奈川県国民健康保険診療報酬審査委員会
神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会

処方箋の使用期間について（お願い）

平素は、診療報酬等審査支払業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

処方箋の使用期間については、保険医療機関及び保険医療養担当規則第20条に「処方箋の使用期間は、交付の日を含めて4日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されておりますが、使用期間が経過した処方箋が患者様から保険薬局に提出されている事例が散見されております。

つきましては、処方箋の使用期間経過防止の観点から、窓口で患者様に処方箋を渡す際に、処方箋の使用期間をご説明することについて、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

* 本文書は、全ての保険医療機関宛てに送付させていただいておりますことから、院外処方箋を発行していない保険医療機関にも送付しておりますことをご容赦願います。

【本件に関する問合せ先】

神奈川県国民健康保険診療報酬審査委員会（事務局）

鈴木 裕介：045-329-3467

橋本 妃生：045-329-3431

神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会（事務局）

薬師 みづえ：045-299-9449

小田 光江：045-299-9367